

凡例

本書における用語等の意義は次のとおりです。

1 刑法犯

刑法に規定する罪及び「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」並びに「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいいます。

2 特別法犯

刑法犯並びに自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪及び交通法令違反以外の罪をいい、条例に規定する罪を含みます。

3 包括罪種

刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいいます（別表参照）。

4 性犯罪

強制性交等(平成29年7月12日以前は強姦)及び強制わいせつをいいます。

5 初発型非行

万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいいます。

6 少年

20歳未満の者をいいます。

7 成人

20歳以上の者をいいます。

8 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいいます。

9 犯罪少年

犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者をいいます（少年法第3条第1項第1号）。

10 触法少年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいいます（少年法第3条第1項第2号）。

11 ぐ犯少年

刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者をいいます（少年法第3条第1項第3号）。

12 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。

13 刑法犯少年

犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者をいいます。

14 触法少年（刑法）

刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。

15 特別法犯少年

犯罪少年のうち特別法犯で警察に検挙された者をいいます。

16 触法少年（特別法）

特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。

17 人口比

同年齢層人口1,000人あたりの検挙人員をいい、特に断りのない限り、茨城県の人口は茨城県政策企画部統計課の「茨城県常住人口調査（茨城県の年齢別人口）」（令和2年10月1日現在）に基づいています。

18 再犯者率

刑法犯少年に占める再犯少年（過去に犯罪を犯し、検挙されたことがある少年）の割合をいいます。

19 福祉犯

児童買春に係る犯罪等、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他の少年の福祉を害する犯罪をいいます。

20 校内暴力

学校内における教師に対する暴力及び生徒間の暴力並びに学校施設等への損壊行為を対象としています。

21 児童虐待

保護者が、その監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（怠慢又は拒否）又は心理的虐待をすることをいいます。

注1 表中の「-」は数値が得られなかったものを示します。

表中の構成比は、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合があります。

注2 表中の罪種別数値については、主たる罪種のみ計上している場合があります、その場合は包括罪種別の合計値と一致しない場合があります。